

平成 29 年第 12 回定例委員会

- 1 日 時 平成 29 年 6 月 28 日（水）10 時 30 分から 11 時 8 分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委 員 長 宮 崎 章
 委員長職務代理 大木田 守
 委 員 嶋 田 實
 委 員 佐 藤 男 三
 事務局 長
 担当 部 長
 選 挙 課 長
 広報啓発担当課長
 書 記 6 名

4 議 事

議案

1 選挙争訟について

報告事項

- 1 平成 29 年 7 月 2 日執行東京都議会議員選挙の期日前投票中間状況（期日 7 日前）について
- 2 選挙争訟について
- 3 平成 29 年 7 月 2 日執行国分寺市長選挙立候補届出状況について
- 4 夏期の寄附禁止 P R 強化期間の実施について

その他

- 1 当面の日程

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	ただいまから、平成29年第12回定例委員会を開会いたします。お手元に、平成29年第11回の定例委員会の「会議要録」をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで連絡をお願い致します。 本日は、1件の議案と4件の報告事項を予定しております。 それでは、議案第1号「選挙争訟」について、事務局より説明を求めます。
事 務 局	《議案第1号について、説明を行った。》
委 員 長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。
委 員	資料に「東京都が撮影した写真を事前運動や選挙運動に使用することは、瑞

穂町役場の関与が疑われるとともに平等性に欠ける」とあるが、これは当選人が知事と握手していることについて言及しているのか。

事務局 おっしゃるとおり、ヒアリングの後に知事と握手した時の写真です。

委員 「市町村ヒアリングに選挙目的で参加し」とあるが、これはいつのことを指しているのか。

事務局 全体でお会いした時なのか個別に会っていろいろ意見を伺っていた時のことなのか定かではありません。

委員 今後の流れを確認するが、関係者で7月26日までに話を聞くのか。

事務局 相手側から口頭意見陳述の申出があれば、話を聞きますが、申出がなければ、聞くことはありません。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項第1「平成29年7月2日執行東京都議会議員選挙の期日前投票中間状況（期日7日前）」について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第1について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 期日前投票の中間状況を踏まえて、選管としてはどのくらいまで投票率は伸びると思うか。

事務局 前回の投票率は上回るのではないかと思います。

委員 過去の都議選で最高の投票率を記録したのはいつか。

事務局 昭和34年に執行された都議選で70.13%です。

委員長 ほかにありますか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第1について、了承することといたします。
次に、報告事項第2「選挙争訟」について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第2について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第2について、了承することといたします。
次に、報告事項第3「平成29年7月2日執行国分寺市長選挙立候補届出状況」について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第3について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 報告事項1で取り上げた期日7日前の都議選の期日前投票者数を見ると、国分寺市では244人増えているが、市長選と同日ということで増加しているのか。

事務局 国分寺市長選挙は、毎回、任期満了の都合もありまして、都議選と同日執行となっていますので、条件としては前回と変わりありません。市選管に確認したところ、事務手続きも特段変わったところもありません。今回増加しているのは有権者の都議選への関心の高さが影響していると考えられます。

委員長 ほかにありますか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第3について、了承することといたします。
次に、報告事項第4「夏期の寄附禁止PR強化期間の実施」について、事務局より説明を求めます。

事務局 《報告事項第4について、説明を行った。》

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 カードや花を送ることはいけないのか。

事務局 送る相手が誰かによりますが、例えば、後援会員にカードや花を送る場合は、後援会の設立目的の中に後援会員の懇親を深めることが入っていて、その範疇に収まるものでしたら、後援会の活動として認められます。後援会の活動なのでそれらを後援会のお金で買うことが前提です。議員のポケットマネーで買ったものを選挙区内の方々に配るとなると寄附禁止の規定に触れる可能性が生じてきます。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第4について、了承することといたします。
次に、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

委員 《当面の日程について、説明を行った。》

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。
その他、本日の議題について、何かございますか。

委員 なし。

委員長 他にないようですので、次の委員会の開催日については、7月12日に開催することとし、本日の委員会は閉会といたします。